



令和 8 年 8 月 25 日

南あわじ市長 守本 憲弘 様

南あわじ市特別職報酬等審議会

会長 原 孝



南あわじ市特別職の報酬等の額について（答申）

令和 8 年 1 月 2 7 日付、南あ総務第 1 4 4 2 号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、次のとおり答申します。

# 答 申 書

令和8年8月

南あわじ市特別職報酬等審議会

## 答 申

南あわじ市特別職報酬等審議会は、令和8年1月27日付け南あ総務発第1442号で諮問のあった議会議員の報酬額、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに非常勤特別職の報酬及び費用弁償の額について、公正かつ中立な立場から慎重に審議した結果、ここに答申する。

### 1 答申内容

議会議員及び市長等特別職の報酬等については、平成22年の答申に基づく引下げ以降、長期にわたり据え置かれてきた。令和6年度の答申においても、この10年余りの物価上昇や民間の賃上げ状況を踏まえ、引上げを検討すべき時期にあるとの意見が既に示されていたところである。一方、一般職員については令和2年以降の人事院勧告に基づき累次の給料改定が行われており、一般職員の改定幅と、議会議員及び市長等特別職の据置状況との間に生じた乖離は、是正すべき時期が到来していると認識している。

他方で、市長、副市長、教育長及び議会議員はいずれも特別職としてそれぞれの職責を担う立場にあることに鑑み、これまでの財政状況の改善や積極的な施策の推進により、本市の市政が着実に前進してきた。この実績は評価しつつも、現在の財政状況については、依然として楽観できる状況にはないことも踏まえ、令和2年以降の人事院勧告に基づく一般職員の改定率をそのまま適用するのではなく、その改定率のおおむね2分の1（※）にとどめることが適当であるとの意見で一致した。

その結果、一般職員の令和2年以降の改定状況との均衡を考慮し、一定の調整を行ったうえで、それぞれ次のとおり改定することで結論に至った。

※令和2年から令和7年までの間、一般職員の改定率は累積で約1.13倍（増加率約13%）となっており、そのおおむね2分の1を基準に改定額を算定

#### （1）議会議員の報酬月額について

議会議員は、地方分権の進展に伴い、地方自治体の最終意思決定機関としての機能をこれまで以上に発揮すべき立場にある。上記の考え方に基つき、議員の報酬月額について、次のとおり引き上げることとする。

|     |             |
|-----|-------------|
| 議 長 | 月額 476,000円 |
| 副議長 | 月額 400,000円 |

|          |    |          |
|----------|----|----------|
| 常任委員長    | 月額 | 381,000円 |
| 議会運営委員長  | 月額 | 381,000円 |
| 特別委員会委員長 | 月額 | 381,000円 |
| 議員       | 月額 | 366,500円 |

(2) 市長、副市長及び教育長の給料月額について

市長等特別職は、複雑・多様化する行政課題への対応に伴い、市政運営の中枢を担う立場としての責務がこれまで以上に増している。上記の考え方に基つき、市長、副市長及び教育長それぞれの給料月額を次のとおり引き上げることとする。

|     |    |          |
|-----|----|----------|
| 市長  | 月額 | 900,000円 |
| 副市長 | 月額 | 720,000円 |
| 教育長 | 月額 | 635,000円 |

(3) 各種審議会委員等非常勤特別職の報酬の額等について

これに対し、非常勤特別職の報酬額及び費用弁償については、全国、県下の類似団体とほぼ同等の水準にあることから、現行のとおり据え置くことが適当であると判断した。

なお、日額報酬の在り方については、会議の開催実態（所要時間、準備に要する時間等）を踏まえた検討の必要性についても意見があったことから、市においては、委員会等の実態把握に努め、引き続き検討されたい。

2 審議の経緯等

|        |      |       |                  |
|--------|------|-------|------------------|
| 第1回審議会 | 令和7年 | 9月24日 | （委嘱状交付、役員選出）     |
| 第2回審議会 | 令和8年 | 1月27日 | （諮問、特別職報酬）       |
| 第3回審議会 | 令和8年 | 4月22日 | （特別職、議会議員報酬）     |
| 第4回審議会 | 令和8年 | 7月7日  | （特別職、議会議員、非常勤報酬） |
| 第5回審議会 | 令和8年 | 8月24日 | （答申）             |
| 答申     | 令和8年 | 8月25日 |                  |

3 おわりに

本答申は審議会において各般にわたり、厳正かつ公正な見地に立って慎重に審議を重ねた結果、全員一致で得られた結論である。

報酬等については、一般職員との間に生じた改定の乖離や、これまでの財政内容の改善や積極的な施策の推進による本市の市政の発揚への貢献に鑑みれば、見直しは避けて通れないものとの判断に至った。一方で、改定幅を

一般職員の改定率のおおむね2分の1にとどめるなど、地域の事情に十分配慮した改定としたところである。

また、非常勤特別職委員各位には、各自に課せられた職責の重大さと市民福祉の更なる向上という観点を改めて認識され、行財政運営の一層の効率的・合理的な推進に努力されるよう期待する。

なお、報酬等の水準は、社会経済情勢や物価動向、他団体との均衡等により常に変動しうるものであることから、今後も遅滞なく、適切な時期に見直しが行われることを付言する。

令和8年8月25日

南あわじ市特別職報酬等審議会

会 長 原 孝

職務代理者 清川 とし子

委 員 市川 富夫

委 員 井本 好則

委 員 田村 哲志

委 員 原口 和幸

委 員 久田 浩嗣

(五十音順)